

江府町告示第 52 号

二地域居住推進コーディネーター地域おこし協力隊設置要綱の制定をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

江府町長 白石 祐治

## 二地域居住推進コーディネーター地域おこし協力隊設置要綱

江府町告示第52号

### (趣旨)

第1条 江府町では二地域居住の推進を通して、江府町が持っている資源(環境・人・地域性)と、都市部で働くテレワーカー、若年・子育て世代、アクティブシニアなどを結び付け、江府町を「第二のふるさと」として関係人口を増やし、地域の活性化を進めるコーディネーターを、地域おこし協力隊推進要綱(令和6年10月10日付総行応第278号)に基づき、二地域居住推進コーディネーター地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)として設置し、これに関し必要な事項を定めるものとする。

### (協力隊の活動)

第2条 協力隊は、「二地域居住推進コーディネーター」として地域住民、関係団体等と連携し、次に掲げる業務に従事し次に掲げる活動・支援を行う。

- 1) 地域農業への参加や自然体験・学習プログラムなどのアクティビティの提供
- 2) 新規就農者等の開拓など、移住と仕事を結び付ける活動の創出
- 3) 移住者が地域に馴染むための交流イベントの開催
- 4) 自然&観光&仕事&移住を通した、長期滞在プランの設計
- 5) その他、二地域居住促進に関する業務

### (地域おこし協力隊員)

第3条 地域おこし協力隊の隊員(以下、「隊員」という。)は、次の要件を全て満たす者のなかから、町長が委嘱する。

- 1) 地域になじみ、心身ともに健康で、住民と協力しながら地域活動に取り組むことができる者
- 2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村)から江府町に住所(住民票)を移し、居住できる者  
※ただし、江府町内において移動した者及び採用前に既に江府町内に定住・定着している者(既に住民票の移動が行われている者等)については、原則として含まない。

### (隊員の委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年間とし、最長3年間まで延長することができるものとする。

- 2 委嘱を延長する場合には、1年を超えない期間で委嘱期間を延長することとする。
- 3 町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱を取り消すことができるものとする。

### (隊員の身分及び活動形態等)

第5条 隊員は、町の委嘱を受け、活動の対価としての報償費(以下、「報償費」という。)の支給を受けるものとする。ただし、町との雇用関係は存在しないものとする。

- 2 隊員は、町の指示及び各団体等と協議の上、活動を行わなければならないものとする。
  - 3 隊員の活動時間は、1 日あたり 8 時間とし、月 20 日間の活動を原則とする。
  - 4 隊員の報償費は月額26万6千円とする。
  - 5 隊員の活動費は月額16万6千円を上限とし、江府町二地域居住推進コーディネーター地域おこし協力隊活動補助金交付要綱により交付する。
  - 6 隊員は、地域おこし活動に支障がない範囲において、就業等ができるものとする。
  - 7 隊員は、活動の状況について、毎月 10 日までに前月分の活動内容をまとめた活動報告書を町長に提出しなければならない。
- 7 町長は、次に定める場合には、隊員の委嘱を取り消すことができる。
- (1)法令若しくは隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
  - (2)心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
  - (3)自己の都合により、退任の願いがあったとき。
  - (4)活動に必要な適格性を欠くとき。
  - (5)協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
  - (6)協議なく住所を移したとき。

#### (活動に関する経費)

第 6 条 町長は、第 2 条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

その所有権は町に帰属するものとする。ただし、消耗品についてはその限りでない。

審査が必要なものは、退任時に活動報告書を確認し、町長と委嘱者で相談の上、決定する。

#### (秘密を守る義務)

第 7 条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

#### (町の役割)

第 8 条 町は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1)地域おこし協力隊活動に関するコーディネート
- (2)地域等との調整及び住民への周知
- (3)地域への定住のためのサポート
- (4)その他、円滑な協力隊活動に必要な事項

#### (委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年7月 日から施行する。